

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

平成二十七年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十月二十二日奈良県指令桜土第四七一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年三月十二日中土第六六一一一号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十七年三月十二日中土第六七一三号

三 開発区域に含まれる地域又は工区

桜井市大字外山一八〇番一及び一九八番の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字外山一八六番地の一

株式会社渋谷 代表取締役 渋谷守浩

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字外山一八〇番一及び一九八番の各一部

下水道 桜井市大字外山一八〇番一及び一九八番の各一部